

令和 7 年度
旧松尾鉱山新中和処理施設特別高圧受変電設備更新設計業務委託
特 記 仕 様 書

第 1 条 仕様書等の適用

この特記仕様書は、旧松尾鉱山新中和処理施設特別高圧受変電設備更新設計業務（以下「本業務」という。）に適用する。また、岩手県県土整備部設計業務等共通仕様書により実施するものとする。

第 2 条 業務目的

岩手県では旧松尾鉱山から排出される坑廃水の持続的な処理のため、設置から長期間が経過した新中和処理施設の特別高圧受電設備の更新工事を予定している。

本業務は、これまでに検討された設置案（屋外型 GIS）に対して、既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、特高受変電施設の設備容量の算出と、設置位置の地形、地質、他の施設との関連等に基づき、特高受変電施設の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事発注に必要な資料及び設計図書の作成を行うことを目的とする。

第 3 条 対象施設

旧松尾鉱山新中和処理施設特別高圧受変電設備

第 4 条 業務内容

（1）設計計画

受注者は、本業務の目的・主旨を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成し調査職員に提出するものとする。

（2）現地踏査

受注者は、設計に先立って現地踏査を行い、特記仕様書に示された設計範囲、及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。

また、現地踏査では現地の状況（地形、地質、立地条件）、電気事業者の送電線路の現状、他施設との関連、周辺状況を調査し、現地状況を把握するものとする。

（3）設計条件の確認

受注者は、特記仕様書に示す事項及び貸与資料を把握のうえ、現地踏査等に基づき、設計条件及び設計上の基本的条件について確認を行うものとする。

（4）特高受変電施設設計

- 1) 受注者は、特記仕様書等で示された条件、施設の概要、受電場所、受電方式、全体の基本的諸元及び設計条件を決定する。
- 2) 受注者は、1) 項で決定された事項に対して詳細に検討を加え、各種使用機器及び材料、主要機器配置、耐震強度検討等の決定を行うものとする。

(5) 設 計 図

受注者は、当該設計の検討結果に基づき、以下に示す設計図を標準として作成するものとする。

- 1) 位 置 図 縮尺 1/25,000～1/50,000
- 2) 敷地平面図 縮尺 1/200～1/1,000
- 3) 単線結線図
- 4) 機器間配線図
構成する機器間の配線図とし、複雑なものは配線系統図を別に作成する。
- 5) 機器等配置図（室内、室外） 縮尺 1/10～1/200
- 6) 機器等据付図 縮尺 1/10～1/100
- 7) 据付基礎図 縮尺 1/10～1/100
- 8) 装 柱 図（引込柱含む）
- 9) 配管配線図

(6) 関係機関との協議資料の作成

受注者は、特記仕様書に基づき、関係機関との協議用資料・説明用資料作成を行うものとする。

(7) 数量計算

受注者は、決定した施設に対して、工種毎に電気通信設備工事費積算のための工事数量及び工事費をとりまとめ要領に基づき算出するものとする。

(8) 照 査

照査技術者は、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

- 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、周辺環境条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 設計図面を基に、施設の規模、形式、受電場所、受電方式、主要変圧器容量、計画負荷設備容量等が適切であるか、並びにそれらと設計基本条件及び関連事業計画との整合が適切にとれているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(9) 報告書作成

受注者は、設計業務の成果として、共通仕様書に準じて作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書及び積算に係る資料を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 特高受変電施設諸元表
- 3) 設備容量の決定根拠

- 4) 機器配置計画
- 5) 単線結線図
- 6) 工事実施にあたっての留意事項
- 7) 設計図、数量計算書、特記仕様書、工事積算書、見積書
- 8) 設計協議

設計協議は、初回、中間1回、最終の計3回とする。なお、中間打合せの回数は必要に応じて変更できるものとする。

第5条 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。

- 1) 特高受変電施設既存設計図面
- 2) 地形平面図
- 3) 施設配置図

第6条 旅費交通費及び成果品

【旅費交通費】・・・1式

【電子成果品作成費】・・・1式

- ・ 報告書 A4版 [1部] 簡易製本
- ・ 電子納品 電子データ [2部] 内容について発注者と協議すること。

※図面についてはA3版をA4版へ折り込みとする。

第7条 管理技術者

管理技術者は1)～10)のいずれかの資格を有すること。

- 1) 技術士・総合技術監理部門（上下水道-下水道）
- 2) 技術士・上下水道部門（下水道）
- 3) R C C M（下水道）で下水道施設の電気設備に係る実施（詳細）設計における管理技術者の実績を有する者
- 4) 大学又は高等専門学校卒業後、下水道業務の経験が20年以上で、下水道施設の電気設備に係る実施（詳細）設計における管理技術者の実績を有する者
- 5) 高等学校又は専修学校卒業後、下水道業務の経験が25年以上で、下水道施設の電気設備に係る実施（詳細）設計における管理技術者の実績を有する者
- 6) 技術士・総合技術監理部門（電気電子-電気設備）
- 7) 技術士・電気電子部門（電気設備）
- 8) R C C M（電気電子）で高圧受変電設備に係る実施（詳細）業務における管理技術者の実績を有する者
- 9) 大学又は高等専門学校卒業後、電気設備業務の経験が20年以上で、高圧受変電設備に係る実施（詳細）業務における管理技術者の実績を有する者

- 10) 高等学校又は専修学校卒業後、電気設備業務の経験が25年以上で、高圧受変電設備に係る実施（詳細）業務における管理技術者の実績を有する者

第8条 照査技術者

照査技術者の資格は、管理技術者と同等とする。なお、管理技術者は照査技術者を兼ねることはできない。

第9条 守秘義務

受注者は、業務の実施過程で知り得たデータを発注者の指示がない限り第三者に漏らしてはならない。

第10条 その他

本仕様書に記載のない事項及び本業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議するものとする。

電子納品特記仕様書〔業務〕

1 適用

本業務は、電子納品の対象業務とする。

電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、岩手県電子納品ガイドライン（以下、「岩手県ガイドライン」という。）及び国が策定している電子納品要領・基準等（以下「国の要領等」という。）に基づいて作成した電子データを指す。

2 電子納品実施区分

本業務における電子納品の実施区分は、次のとおりとする。

- (○) 本業務は、電子納品を「義務」として実施する。
() 本業務は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。

※いずれかに「○」を記入すること

3 電子納品対象書類

本業務において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、下表のとおりとする。

フォルダー	書類名	作成者		備考
		発注者	受注者	
REPORT	報告書		○	
DRAWING	図面		○	
PHOTO	写真		○	

※ 作成者欄の「○」は義務を示す。

※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。

※ 岩手県ガイドラインで定めているものの他に、電子納品が必要な書類がある場合は、上表に記載すること。

4 電子成果品は、岩手県ガイドライン及び国の要領等に基づいて作成し、電子媒体（CD-R）で2部提出すること。

5 電子成果品を提出する際は、電子納品チェックシステム・SXF ブラウザ等による成果品のチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、確実にウィルスチェックを実施したうえで提出すること。

6 電子成果品を提出する際には、「電子媒体納品書」を作成し、電子媒体と併せて提出すること。

電子媒体納品書〔業務〕

令和 年 月 日

様

受注者
住 所
氏 名

管理技術者氏名 印

下記のとおり電子媒体を納品します

記

業務名				TECRIS 登録番号	
電子媒体 の種類	規格	単位	数量	納品年月	備考
CD-R	ISO9660 (レベル 1)	部		令和 年 月	

〔備考〕

- 電子納品チェックシステムによるチェック
 - ・電子チェックシステムのバージョン：__ . __ . __
 - ・チェック実施年月日：令和__年__月__日
- CD-R が複数となる場合のそれぞれの内容
 - ・ 1／○：__
 - ・ 2／○：__